

トルクメニスタン暗号資産法

2025年11月27日

本法は、トルクメニスタンにおける暗号資産の生成、発行、保管、募集、利用および流通にあたって生起する諸関係を規制し、その法的、経済的、組織的基礎を定めるものである。

第1章 総則

第1条 主要概念

1. 本法において用いられる主要概念：

- 1) **ブロックチェーン**—分散型台帳技術の一種であって、すべてのデータが順番に記録され、かつブロック単位で分散されているとともに、おのおのの新しいブロックが先立つブロックと暗号署名によって結びつけられているもの；
- 2) **ステルスマイニング**—特別なソフトウェアを使用して、第三者に知られずに、またはその同意なしに、当該第三者の計算能力を利用して行うマイニング活動；
- 3) **個人マイニング**—法人格を持たずに事業活動を行う民間事業者である自然人（以下、「個人事業主」）が実施するマイニング；
- 4) **マイナー**—マイニングを行う法人または個人事業主；
- 5) **マイニング**—ハードウェアおよびソフトウェアを用いて計算操作を行い、利用者間で行われた取引に関する情報を（あらかじめ定められた規則および原則にしたがって）分散型台帳に記録することを通じて、トランザクションブロックの台帳（ブロックチェーン）の機能を維持する活動であって、連続的な電力供給を必要とするもの。マイニングにともなって、分散型台帳における取引の実行が証明されたことへの報酬として、マイニングを行う者が受領する仮想資産が生成されることがありうる。
- 6) **マイニング設備**—マイニングの実施を可能にするハードウェアおよびソフトウェア；
- 7) **マイニングプール**—マイナーのマイニング能力を集約（統合）し、マイニング作業を組織するための電子プラットフォーム；
- 8) **非代替性トークン（NFT）**—分散型台帳（ブロックチェーン）上の記録の形で存在する、デジタル資産の固有の客体であって、同等のものがなく、かつ代替され得ないもの；
- 9) **分散型データレジストリ（台帳）**—分散型台帳技術にもとづいて構築されたデータベースであって、一つまたは複数のネットワークノードおよび（または）計算デバイスに分散されており、これらのネットワークノードおよび（または）計算デバイスが、互いに独立して台帳の更新を作成および記録することによって、システムの維持および情報の完全性が確保されているもの；
- 10) **分散型台帳技術**—暗号化手段を用いて、暗号化されたデータの分散保管を支える技術；

- 11) デジタルトークン—暗号資産の一種であり、他の民事上の権利の客体に対する請求権を含む財産権および（または）非財産権の証明手段となるもの；
 - 12) 産業的マイニング—法人が実施するマイニング；
 - 13) スマートコントラクト—デジタル形式の契約であって、当該契約により厳密に定められた順序にしたがい、かつ当該契約によって定められた状況が到来したときに、ブロックチェーン上での操作を通じて当該契約にもとづく権利および義務の履行がなされるもの；
 - 14) 暗号資産—電子デジタル形式のデータの集合体であって、価額を有し、価値のデジタル的表現ならびに（または）財産権および（もしくは）非財産権の証明手段となるものであり、分散型台帳技術またはこれに類する技術を用いて生成、保管、および流通され、かつ金銭単位（通貨）、決済手段および有価証券に該当しないもの；
 - 15) 暗号資産ウォレット—暗号資産の保管および移転のための手段（ソフトウェアアプリケーションまたはその他の電子デジタルメカニズム／媒体）；
 - 16) 暗号資産サービスプロバイダー—トルクメニスタン領内において登録された法人であって、暗号資産に関連する一つまたは複数のサービスを、管轄機関がトルクメニスタンの法にしたがって交付したライセンスにもとづいて、事業活動として提供する者；
 - 17) 暗号資産交換事業者—暗号資産サービスプロバイダーのうち、自らの名において暗号資産の売買および（もしくは）交換のサービスならびに（または）暗号資産同士の交換のサービスを提供する者；
 - 18) 暗号資産発行者（以下、発行者）—暗号資産の発行を行う個人事業主または法人；
 - 19) 暗号資産の新規募集—資金調達を目的として、新規に発行された暗号資産を頒布または分配するプロセス；
 - 20) 暗号資産取引事業者（クリプト取引所）—暗号資産サービスプロバイダーのうち、電子的なプラットフォームを提供して、暗号資産の取引の実行を直接的に促進するサービスを提供するもの。
2. 本法において用いられている、本条で定義されていないその他の概念は、トルクメニスタンの法において定義されている意味において使用される。

第2条 本法の適用分野

1. 本法はトルクメニスタン領内における暗号資産の分野の活動に対して適用される。
2. 本法は次に掲げる事項には適用されない：
 - 1) 有価証券、およびトルクメニスタンの法が有価証券と定めるその他の種類の金融商品；
 - 2) トルクメニスタンの銀行法が定める通貨、電子マネー、準備金および貯金（預託資産）；
 - 3) 賭博業。

第3条 暗号資産に関するトルクメニスタンの法体系

暗号資産に関するトルクメニスタンの法体系は、トルクメニスタン憲法にもとづき、本法および暗号資産の分野における諸関係を規制するその他のトルクメニスタンの法規文書から構成される。

第4条 暗号資産の法的地位

1. 暗号資産は、民事上の権利の独立した客体にも、他の民事上の権利の客体に対する請求権を含む財産権および（もしくは）非財産権の証明手段にもなることができる。

2. 暗号資産は、トルクメニスタン領内における決済手段、通貨および（または）有価証券には該当しない。
3. 暗号資産は、裏付け資産を有するもの、または裏付け資産を有さないもののいずれかであることができる。
4. 裏付け資産を有する暗号資産には、他の民事上の権利の客体に対する請求権を含む財産権および（もしくは）非財産権であって裏付け資産付き暗号資産の発行者が提供するもののデジタル証明手段であるデジタルトークン、ならびにその他の民事上の権利の客体によって裏付けられるその他の暗号資産がある。

裏付け資産を有する暗号資産の種類、および当該暗号資産によって証明される権利の一覧は、暗号資産に関するトルクメニスタンの法にしたがって、暗号資産の発行者がこれを定める。

裏付け資産の流動性、ならびに暗号資産の決済および緊急買戻しの最低条件は、管轄機関がこれを定める。

暗号資産の裏付けは、質権による担保および（または）質権に関する義務には該当しない。

ブロックチェーン上のトークンの形で発行された現実資産のデジタル的表現は、トークン化資産を通じて行われる。トークン化により、物理的資産および暗号資産に対する所有権がデジタル形式で付与される。

非代替性トークン（NFT）は、デジタル的または物理的な客体に対する権利を証明することができ、かつ真正性、所有権および固有性の立証のためにこれを使用することができる。

5. 裏付け資産を有さない暗号資産としては、当該暗号資産のおおのこの所有者に対して義務を負う主体（単数および複数）が存在しない暗号資産がある。

裏付け資産を有さない暗号資産は、権利を証明するものでなく、いかなる権利および義務、ならびに他の民事上の権利の客体によっても裏付けられていない。

第5条 暗号資産の流通における特異事項

1. 暗号資産に対する権利の取得および移転の条件は、トルクメニスタンの法に抵触しないかぎり、当該暗号資産の生成、保管および流通が行われる枠組みである分散型台帳技術および（または）これに類する技術のアルゴリズムおよび機能があらかじめ組み込まれたスマートコントラクトにしたがって、これを表現することができる。
2. 裏付け資産を有する暗号資産の流通には、民事上の権利の客体の流通に適用されるすべての制限が適用される。
3. 暗号資産を裏付ける民事上の権利の客体が差押えを受けている、または民事上の流通から除外されている場合には、当該暗号資産の譲渡を行うことはできず、当該暗号資産の譲渡に関するいつさいの合意は無効とされる。

第II章 暗号資産の分野における活動に対する国家規制

第6条 暗号資産の分野における国家政策の主要な方向性

次の事項をもって暗号資産の分野における国家政策の主要な方向性とする：

- 1) 暗号資産の分野における諸関係に対する国家規制；
- 2) 暗号資産の分野の発展にとって良好な条件の創出；
- 3) ブロックチェーンを含む分散型台帳技術、スマートコントラクトその他これに類する暗号資産

- の流通分野における技術を用いた、多様な主体との間の現代的な相互関係の段階的な導入；
- 4) 暗号資産の分野における国家規制の透明性の確保；
 - 5) 暗号資産の分野におけるすべての参加者の平等、ならびにその権利および利益を保護する包括的で効果的なメカニズムの保障；
 - 6) 暗号資産の分野における不当な競争からの保護の保障；
 - 7) 暗号資産の分野における高度な人材の育成；
 - 8) 分散型台帳技術、ブロックチェーンその他これに類する革新的技術の各種産業分野への導入ならびにその導入および適用の結果として生起する緒関係の規制にかかわる調査および研究の実施；
 - 9) 暗号資産の分野における適切な監督手法の導入および適用；
 - 10) 暗号資産の分野における国際協力の発展および強化。

第7条 暗号資産の分野における活動に対する国家規制の基本原則

1. 次の事項をもって、暗号資産の分野における活動に対する国家規制の基本原則とする：
 - 1) 妥当性—技術的發展を確保し、ならびにリスクを防止しおよび軽減するために、暗号資産の流通の規制を行う合理的な必要性があること；
 - 2) 適切性—すべての許容可能な代替案を考慮したうえで、暗号資産の流通のリスク、規制の形態および水準が互いに見合ったものであること；
 - 3) 均衡性—規制活動において、暗号資産流通参加者の利益のバランスが確保されていること；
 - 4) 予見可能性—法規文書起草の計画を含め、暗号資産流通参加者が自らの活動を計画することが可能となるような、規制の一貫性が保たれていること；
 - 5) 環境安全性—再生可能エネルギーを含め、環境にやさしく、安全で、かつ危険性が最小限に抑えられた技術を用い、暗号資産の分野の活動における環境保護上の要求事項が遵守されること。
2. 本条第1項に示す原則は、暗号資産の分野における活動に対する国家規制の基本となる。

第8条 暗号資産の分野において規制の対象とされる活動の種類

次の種類の活動をもって、暗号資産の分野において規制の対象とされる活動とする：

- 1) マイニング；
- 2) 暗号資産の発行および新規募集；
- 3) 暗号資産サービスプロバイダーの活動。

第9条 暗号資産の分野における国家規制および監視を行う機関

トルクメニスタン閣僚会議、トルクメニスタン中央銀行（以下、「管轄機関」）、トルクメニスタン財務・経済省、トルクメニスタン通信省、トルクメニスタンエネルギー省、その他の中央行政機関および地方行政機関を、自らの権限の範囲内において暗号資産の分野における国家規制および監視を行う機関とする。

第10条 トルクメニスタン閣僚会議の権限

トルクメニスタン閣僚会議は、暗号資産の分野において次の事項を行う：

- 1) 統一的な国家政策を決定する；

- 2) 次のものを承認する：
 - a) 暗号資産の発行、新規募集および流通の準備ならびに実施の手順；
 - b) 暗号資産の国家調達の規則；
 - c) マイナーの国家登録の手順；
 - d) 暗号資産取引事業者（クリプト取引所）の設立、機能および報告の手順；
- 3) 次の事項を定める：
 - a) トルクメニスタンにおける外国発行者による暗号資産の発行の条件；
 - b) 暗号資産の発行および（または）公開募集の際の印紙税の額、その徴収および納付の手順；
 - c) 暗号資産発行統一国家登録簿の記帳・管理の手順；
 - d) 暗号資産取引事業者の活動の実施および暗号資産取引事業者登録簿の管理の手順；
- 4) 投資家の権利および適法な利益の保護を保障する；
- 5) 自らの権限の範囲内でその他の任務を遂行する。

第11条 管轄機関の権限

1. 管轄機関は暗号資産の分野において次の事項を行う：
 - 1) 暗号資産市場の発展および機能に関する国家政策を実施する；
 - 2) 暗号資産の流通規制の分野における分散型台帳技術の導入および発展のための国家プログラムおよびその他のプログラムを立案し、その実施を支援する；
 - 3) 暗号資産市場の発展および機能の諸問題につき、国家機関、国際機関および国際組織との協力および調整を行う；
 - 4) 暗号資産に関する法の改正にかかわる提案書の作成を行う；
 - 5) 自らの権限の範囲内で法規文書を起草し、承認する；
 - 6) マイナーの国家登録を行い、登録証明書を交付する；
 - 7) 暗号資産の分野の発展の必要性を考慮して職員の技能を向上させる；
 - 8) 暗号資産の流通のモニタリングおよび効率評価を行う；
 - 9) 本法および暗号資産に関するその他のトルクメニスタンの法規文書にしたがって、暗号資産の分野における監視を規制し、実施する；
 - 10) 暗号資産サービスプロバイダーがその活動に従事するためのライセンスを、トルクメニスタンの法にしたがって交付する；
 - 11) 暗号資産の発行および（または）公開募集の国家登録を行う；
 - 12) 暗号資産交換事業者登録簿を管理し、それらの者の国家登録を行う；
 - 13) 仮想通貨サービスプロバイダーの活動を規制するトルクメニスタンの法への違反に対して、暗号資産サービスプロバイダーに対する処分措置を適用する；
 - 14) 暗号資産サービスプロバイダーの活動に対して本法で設けられている要求事項を定める；
 - 15) トルクメニスタンの法によって、自らの管轄に属するとされるその他の任務および権限を行使する。
2. 管轄機関は、暗号資産の分野において、次の種類の活動に対する規制および監視を行う：
 - 1) マイニング；
 - 2) トルクメニスタン領内における暗号資産の発行、新規募集および流通に関連する活動；
 - 3) クリプト取引所その他の暗号資産サービスプロバイダーの活動。

第12条 トルクメニスタン財務・経済省、トルクメニスタン通信省およびトルクメニスタンエネルギー省の権限

1. トルクメニスタン財務経済省は暗号資産の分野において次の事項を行う：
 - 1) 暗号資産市場の発展および機能に関する国家政策の実施に参加する；
 - 2) 暗号資産の流通規制の分野における分散型台帳技術の導入および発展のための国家プログラムおよびその他のプログラムを立案し、その実施を支援する；
 - 3) 犯罪的方法によって得られた収益の合法化、テロ資金供与および大量破壊兵器拡散への資金供与への対抗措置に関するトルクメニスタン法の要求事項の遵守状況を監視する；
 - 4) 国家発展プログラム草案の作成を行う；
 - 5) トルクメニスタンの法により自らの管轄に属するとされるその他の任務を遂行する。
2. トルクメニスタン通信省は暗号資産の分野において次の事項を行う：
 - 1) 暗号資産市場の発展および機能に関する国家政策の実施に参加する；
 - 2) 暗号資産の流通規制の分野における分散型台帳技術の導入および発展のための国家プログラムおよびその他のプログラムを立案し、その実施を支援する；
 - 3) 暗号資産の分野において活動を行う者にインターネット網へのアクセスを保障する；
 - 4) 暗号資産の分野において活動を行う者に対して外部から保護されたインターネット環境を保障する；
 - 5) トルクメニスタン法により自らの管轄に属するとされるその他の任務を遂行する。
3. トルクメニスタンエネルギー省は暗号資産の分野において次の事項を行う：
 - 1) 暗号資産市場の発展および機能に関する国家政策の実施に参加する；
 - 2) 暗号資産の流通規制の分野における分散型台帳技術の導入および発展のための国家プログラムおよびその他のプログラムを立案し、その実施を支援する；
 - 3) 暗号資産の分野において活動する、マイナー、およびクリプト取引所を含む暗号資産サービスプロバイダーに対する電力料金および電力供給規則の設定の手順を定める；
 - 4) 自らの権限の範囲内でトルクメニスタンの法令を起草し、承認する；
 - 5) 設備の設計、ならびに設備の建設および操業にあたっての電力利用状況の監視を行う；
 - 6) 現行の規準にしたがって、電力システムに対する設備の接続に対する許可書を法人および自然人に対して交付する；
 - 7) 設備の立地が可能なエリアを定める；
 - 8) トルクメニスタンの法により自らの管轄に属するとされるその他の任務を遂行する。

第13条 その他の中央行政機関の権限

上記以外の他の中央行政機関は暗号資産の分野において次の事項を行う：

- 1) 統一的な国家政策の実施に参加する；
- 2) 管轄機関との合意にもとづき、自らの権限の範囲内で法規文書を採択する；
- 3) 暗号資産の流通の保障の諸問題につき、管轄機関および仮想通貨の流通の確保を担当する機関と協力する；
- 4) 計画される施策に参加する；
- 5) トルクメニスタンの法により自らの管轄に属するとされるその他の任務を遂行する。

第14条 地方行政機関の権限

地方行政機関は暗号資産の分野において次の事項を行う：

- 1) 統一的な国家政策の実施を保障する；
- 2) 自らが所轄する地域において暗号資産の流通の保障を支援する；
- 3) 管轄機関および暗号資産の流通の保障を担当する機関と協力する；
- 4) 自らが所轄する地域において暗号資産の分野において活動する主体に支援を提供する；
- 5) トルクメニスタンの法により自らの管轄に属するとされるその他の任務を遂行する。

第15条 暗号資産の分野における法人および自然人の権利および義務

1. 法人および自然人は暗号資産の分野において次の事項を行うことができる：

- 1) 暗号資産に関するトルクメニスタンの法が定める手順による、暗号資産の所有、利用、他の種類の暗号資産への交換を含むその処分、およびその取得もしくは売却；
- 2) 暗号資産に関するトルクメニスタンの法が定める手順によるマイニングの実施；
- 3) 暗号資産に関するトルクメニスタンの法が定める手順による暗号資産を利用したその他の活動の実施。

法人は、暗号資産に関するトルクメニスタンの法が定める手順により、トルクメニスタン領内外のいずれにおいても、自らの暗号資産の発行および募集を行うことができる。

2. 法人および自然人は次の事項を行う義務を負う：

- 1) 仮想通貨に関するトルクメニスタンの法令の要求事項の遵守；
- 2) 管轄機関が定める期限および手順にもとづく、実施済みの暗号資産取引に関する情報および報告書の提出。

第III章 マイニングの実施

第16条 マイニング

1. マイニングは個人マイニングおよび産業的マイニングの形態で行われる。
2. 個人マイニングは、トルクメニスタンの居住者および（または）非居住者である個人事業主が行う。
3. 産業的マイニングは、トルクメニスタンの居住者および（または）非居住者である法人が行う。
4. トルクメニスタン領内におけるステルスマイニングの実施は、これを禁じる。

第17条 マイナー電子登録簿、その目的および課題

1. マイナー電子登録簿とは、マイナーの遠隔登録およびマイナーに対する登録証明書の提供のための情報システム（管轄機関のリソース、ハードウェアおよびソフトウェア）であって、国家サービスポータルと統合されているものをいう。
2. 次の事項をもってマイナー電子登録簿の主要目的および課題とする：
 - 1) トルクメニスタン領内で活動するマイナーの登録・管理およびそれらの者に関する統一データベースの構築；
 - 2) マイナーの遠隔登録を可能にすること；
 - 3) マイニングの分野における電力消費の透明性、計測可能性および効率向上の確保；
 - 4) トルクメニスタン領内におけるマイナーに対する好適な条件の提供；

5) マイニングの分野における分析資料および統計資料の調査および作成。

第18条 マイナーの登録

1. マイニングを行う者は、トルクメニスタン閣僚会議が定めた手順により国家登録を行うものとする。
2. マイナーの登録は、インターネット網を用いた電子的形式のみによって行い、その際、電子的形式による遠隔登録および登録証明書（QRコード付き）提供が可能であるようにする。
3. 登録を行った法人および個人事業主は、登録証明書の取得日よりマイニングを実施することができる。
4. マイニングへの従事のためのマイナー登録証明書は、有効期限を定めることなく交付される。
5. マイナー登録証明書取得のための要求事項および条件：
 - 1) トルクメニスタン閣僚会議の法規文書が定めるすべての必要な情報の提出をともなう義務的登録手続きを経ていること；
 - 2) 登録料の納付；
 - 3) マイニング設備の所有；
 - 4) マイニングによって得た暗号資産を繰り入れるための有効な暗号資産ウォレットの保有；
 - 5) 防火、衛生、技術的安全上の要求事項を踏まえたうえで、マイニング設備設置場所に対する電力供給システムの正常な稼働および適切な品質が確保されていること；
 - 6) ステルスマイニングを行わないこと；
 - 7) 管轄機関の要求にもとづき、マイニングの実施または暗号資産の流通に関する情報を所定の期限内に無償で提出すること。

第19条 マイナーの共同活動、マイニングプール

1. マイナーは、共同活動の実施を目的としてマイニングプールの活動を運営することができる。
2. トルクメニスタンの法にしたがって登録された法人または個人事業主は、マイニングプールの活動を運営する者となることができる。
3. マイニングプールの活動を運営する者は、マイニングプール参加者が暗号資産の取得を目的として使用する複数の技術装置、ハードウェアおよびソフトウェアの能力を統合するサービスを提供し、採掘（取得）した暗号資産をマイニングプール参加者間において分配する。
4. マイニングプールの活動を運営する法人は、同時に暗号資産サービスプロバイダーであることができる。
5. マイニングプールの活動を運営する者は、自身を登録し、かつ本法第18条が定める要求事項を遵守するものとする。
6. 本条第3項が定める要求事項のマイニングプールの活動を運営する者による遵守状況の監視は、管轄機関がこれを行う。

第IV章 暗号資産の発行および（または）公開募集

第20条 暗号資産の発行および（または）公開募集

1. 暗号資産の発行および（または）公開募集は、トルクメニスタンの事業主体が次の事項を目的として行う：

- 1) 投資または借入金の手配；
 - 2) 資産所有者の権利の記録、交換および証明の保障。
2. 暗号資産の発行、新規募集および流通の準備および実施の手順は、トルクメニスタン閣僚会議がこれを定める。

第21条 暗号資産の発行および（または）公開募集の国家登録

発行者による暗号資産の発行および（または）公開募集は、管轄機関による国家登録の対象となる。

第22条 暗号資産の発行および（または）公開募集の国家登録の却下

次の事項をもって暗号資産の発行および（または）公開募集を却下する事由とする：

- 1) 暗号資産の発行および（または）公開募集の国家登録のために提出された文書、ならびにそれに記載されている情報が、暗号資産に関するトルクメニスタンの法の要求事項に適合していない；
- 2) 発行者が採択済みの暗号資産の発行に関する決定を遵守していない；
- 3) 暗号資産の分野のトルクメニスタンの法が定める印紙税および（または）料金が納付されていない。

第23条 暗号資産の発行および（または）公開募集の差止め、ならびにそれらの不成立または無効の認定

1. 暗号資産の発行および（または）公開募集は：
 - 1) 暗号資産に関するトルクメニスタンの法の要求事項に対する違反が発見された場合、ならびに暗号資産の発行および（または）公開募集に関する公開済みの情報において不正確なデータが発見された場合には、それらが是正されるまでの間、管轄機関がこれを差し止める；
 - 2) 発行差し止めの原因となった違反を発行者が是正しなかった場合は、管轄機関がこれを不成立と認定する；
 - 3) 裁判所のしかるべき決定があった場合は、無効と認定される。
2. 暗号資産発行が不成立または無効と認定された場合には、当該発行回のすべての暗号資産は流通から除外され、発行者が不成立または無効と認定された暗号資産発行の募集によって得た資金はトルクメニスタンの法が定める手順によりその所有者に返却されるものとする。

暗号資産発行の不成立また無効の認定および所有者への資金返却に要する費用は、発行者がこれを負担する。
3. 暗号資産の発行および（または）公開募集の差止め、ならびにそれらの不成立もしくは無効の認定に関する決定に同意しない場合、発行者は裁判所に訴えを提起することができる。

第24条 暗号資産の発行および（または）公開募集の際の印紙税および料金

1. 暗号資産の発行および（または）公開募集の際の印紙税およびサービス提供料の徴収は、管轄機関がトルクメニスタンの法にしたがってこれを行う。
2. 暗号資産の発行および（または）公開募集の印紙税の額、その徴収および納付の手順は、トルクメニスタン閣僚会議がこれを定める。
3. 暗号資産の発行および（または）公開募集にかかわるサービスの提供は有償であり、管轄機関が定めた手順にしたがって行われる。

第25条 暗号資産発行統一国家登録簿

暗号資産発行統一国家登録簿には、発行者の名称、暗号資産の数量、額面価額（登録日現在）およびトルクメニスタンの法にしたがったその他の情報を記載するものとする。

暗号資産発行統一国家登録簿の管理の手順は、トルクメニスタン閣僚会議によって定められる。

第26条 暗号資産ウォレット

1. 暗号資産にかかわる取引の保管および実行のための条件の創出を目的として、暗号資産ウォレットを設置する。
2. 暗号資産ウォレットの開設は、トルクメニスタン法「犯罪的方法によって得られた収益の合法化、テロ資金供与および大量破壊兵器拡散への資金供与への対抗措置について」にしたがい、暗号資産所有者の本人確認および検証の手続きが完了したのちに、暗号資産交換事業者がこれを行う。

第V章 暗号資産サービスプロバイダー、クリプト取引所

第27条 暗号資産サービスプロバイダー

1. トルクメニスタン領内に登録された法人であって、ライセンスにもとづいて活動し、本法が定める暗号資産関連サービスの提供を行う者を、暗号資産サービスプロバイダーとする。
2. 次の者は、暗号資産サービスプロバイダーの設立発起人もしくは出資者（株主）、ならびに役職者となることができない：
 - 1) オフショア地域に定常的に居住する自然人および（または）同地域に登録されている法人であって、トルクメニスタン非居住者である者；
 - 2) オフショア地域に所在する銀行に口座を有する自然人および法人；
 - 3) その出資者（株主）がオフショア地域に定常的に居住する自然人である法人；
 - 4) 政党、労働組合その他の社会団体；
 - 5) トルクメニスタンの法が定める、テロリズム、テロ資金供与および大量破壊兵器拡散への資金供与に関与している旨の情報が存在する者の一覧に記載されている法人および自然人；
 - 6) テロリズムおよび過激主義、麻薬、向精神薬および前駆体の違法流通、大量破壊兵器の拡散への対策を行う国家機関、ならびにその他のトルクメニスタンの権限ある機関が提供する資料、ならびに外国国家および国際機関の権限ある機関から公式ルートによって得られた資料にもとづくネガティブな情報の対象である法人および自然人；
 - 7) 他国におけるものを含め、消滅または取り消されていない前科を有する者；
 - 8) 債務支払いにかかわる、未執行の裁判所の決定を受けている者；
 - 9) トルクメニスタンの法が定めるその他の者。

第28条 暗号資産サービスプロバイダーの定款資本金

暗号資産サービスプロバイダーの定款資本金額は、トルクメニスタンの法にしたがってこれを定める。

第29条 暗号資産サービスプロバイダーが提供する暗号資産関連サービス

1. 次に掲げる種類の活動を暗号資産関連サービスと認める：
 - 1) 暗号資産の売買および（または）交換；

- 2) 暗号資産同士の交換；
 - 3) 暗号資産の移転；
 - 4) 暗号資産の保管、管理および監視；
 - 5) 暗号資産の新規募集および（または）販売に関連する金融サービスの提供。
2. 暗号資産の買付および売却ならびに交換の実施にかかわる活動をもって、暗号資産の売買および（または）交換のサービスと認める。
 3. 一つまたは複数の種類の暗号資産を他の種類の暗号資産に交換することをもって、暗号資産同士の交換のサービスと認める。
 4. 顧客の名において、当該顧客のために暗号資産サービスプロバイダーが行う、または他の暗号資産サービスプロバイダーを介して行われる、暗号資産の移転をもって、暗号資産移転サービスと認める。
 5. 暗号資産または暗号資産を監視することのできるツールの責任ある保管および（または）管理をもって、暗号資産の保管・管理・監視サービスと認める。

暗号資産の保管・管理・監視は、暗号資産および（または）暗号資産監視ツールの保全を保証するものとし、その際、第三者のために、かつ当該第三者の名において暗号資産を独自に移動することが可能であるものとする。暗号資産保管・管理・監視サービスを提供する暗号資産サービスプロバイダーが暗号資産の移動を行うのは、当該の管理および移動が暗号資産所有者の委任にもとづいて行われる場合のみとする。
 6. 暗号資産保管サービスを提供する暗号資産サービスプロバイダーは、管轄機関の法令が定める手順により、顧客の資産を、インターネット網に接続されていない電子媒体（コールドウォレット）において保管するものとする。
 7. 暗号資産の募集および（または）販売に関連する金融サービスの提供および（または）その提供への参加をもって、暗号資産の新規募集および（または）売却に関連する金融サービスと認める。

暗号資産の募集および（または）販売に関連する金融サービスを提供する活動を行う暗号資産サービスプロバイダーは、発行者の代理として、当該発行者の費用負担により、当該発行者のために、暗号資産の募集および（または）販売に関連する取引を締結することができる。

第30条 暗号資産交換事業者

1. 管轄機関が交付したライセンスにもとづいて活動し、暗号資産交換事業者登録簿に記載されているトルクメニスタン領内に登録された法人を、暗号資産交換事業者とする。
2. トルクメニスタンの居住者および（または）非居住者である法人および自然人は、暗号資産交換事業者の設立発起人および出資者（株主）になることができる。
3. 暗号資産交換事業者は、専用プラットフォームを用いて、本法第29条第1項第1号および第2号が定めるサービスを行う。
4. 管轄機関は、暗号資産交換事業者の国家登録およびその登録簿の管理を行う。
5. 暗号資産交換事業者の活動の実施および暗号資産交換事業者登録簿の管理の手順は、トルクメニスタン閣僚会議がこれを定める。

第31条 暗号資産関連サービスの提供の手順および要求事項

1. 暗号資産関連サービスの提供は、専用プラットフォームにおいてのみこれを行う。
2. 本法第29条が定める暗号資産関連サービスの提供は、暗号資産サービスプロバイダーが、管轄機

関の交付したライセンスにもとづいて行う。

3. 暗号資産サービスプロバイダーは、本条が定める条件および制限を踏まえたうえで、本法29条が定めるサービスのうちの一つまたは複数を提供することができる。
4. 暗号資産サービスプロバイダーは、提供するサービスの範囲を拡大するために、他の暗号資産サービスプロバイダーをエージェントとして起用することができる。
5. リスクの評価および規制機関の要求事項への適合のために、暗号資産サービスプロバイダーは、事業のモニタリングおよび望ましくない取引の防止を目的として、顧客、資産の移転（トランザクション）その他の指標に関する情報が記載される顧客デジタルプロフィールを作成する。
6. トルクメニスタンの金融機関（暗号資産交換事業者をのぞく）は、本法第29条第1項第1号および第2号が定める暗号資産関連サービスを提供することを禁じられる。
7. 本法第29条第1項第3号、第4号および第5号の定める暗号資産関連サービスのトルクメニスタンの金融機関による提供の手順およびそれに対する要求事項は、トルクメニスタン中央銀行の文書がこれを定める。
8. 本法第29条の定める暗号資産関連サービスの金融機関ではない法人による提供の手順およびそれに対する要求事項は、管轄機関がこれを定める。
9. 暗号資産関連サービスの提供を行う専用プラットフォームおよびそこに保管される個人データの保護は、情報およびサイバーセキュリティに関するトルクメニスタンの法にしたがってこれを行う。

第32条 分散型データレジストリ（台帳）

1. 分散型データレジストリ（台帳）の構築は、管轄機関、および管轄機関の許可書にもとづきその他の暗号資産サービスプロバイダーが行う。
2. 分散型データレジストリ（台帳）は、データの安全性、透明性、改ざん不可能性が保障されるよう、情報が多数のネットワークノードおよび（または）計算デバイスにおいて（中央サーバーではなく）保管されているシステムとして、これを構築する。

第33条 クリプト取引所の活動

1. クリプト取引所は、トルクメニスタンの法が定める組織的・法的形態の法人（社会団体企業をのぞく）として自らの活動を行う。
2. クリプト取引所は、暗号資産サービスプロバイダーとして、本法第29条が定める暗号資産関連サービスを提供することができる。
3. 暗号資産サービスプロバイダーとしてのクリプト取引所は、自らの顧客の個人情報および暗号資産の保護を保障するものとする。
4. クリプト取引所の設立、機能および報告の手順は、トルクメニスタン閣僚会議が本法にしたがってこれを定める。

第34条 暗号資産サービスプロバイダーの活動に対するライセンス交付

暗号資産サービスプロバイダーの活動に対するライセンス交付は、特定の業種の許認可に関するトルクメニスタンの法にしたがってこれを行う。

第35条 暗号資産サービスプロバイダーに対して適用される処分措置

1. 管轄機関は、暗号資産サービスプロバイダーの活動におけるリスクへの迅速な対応、ならびに顧客およびその他の消費者の利益および権利の保護を目的として、暗号資産サービスプロバイダー、その設立発起人もしくは出資者（株主）ならびに役職者に対して処分措置を適用する。
2. 本法が定める規範および要求事項への違反をもって、処分措置の適用の根拠とする。
3. 処分措置には次のものがある：
 - 1) 指示；
 - 2) 暗号資産サービスプロバイダーおよびその役職者に対する過料の賦課；
 - 3) いくつかの種類暗号資産関連サービスの提供に対する制限；
 - 4) ライセンスの効力の一時停止；
 - 5) ライセンスの取消し。
4. 管轄機関は、次の場合に、暗号資産サービスプロバイダーに対して処分措置を適用する：
 - 1) 暗号資産サービスプロバイダーの活動の実施にあたってトルクメニスタンの法に対する違反があった場合；
 - 2) 管轄機関が行う監督および検証の活動の実施にあたっての抵抗があった場合；
 - 3) 暗号資産サービスプロバイダーの作為または不作為によって、顧客その他の消費者の権利および合法的利益に対する脅威が生じる場合；
 - 4) 暗号資産サービスプロバイダーの役職者の作為または不作為によって、トルクメニスタンの法に対する違反、暗号資産サービスプロバイダーのライセンスの効力の一時停止および（または）取消し、暗号資産サービスプロバイダー強制的解散または倒産が起こる場合；
 - 5) 報告書および（または）その他の文書が所定の手順により管轄機関に対して提出されなかった、または提出が遅延した場合、および不正確な文書、不完全な文書が提出された場合。

第36条 犯罪的方法によって得られた収益の合法化、テロ資金供与および大量破壊兵器拡散への資金供与への対抗措置

マイナーおよび暗号資産サービスプロバイダーは、犯罪的方法によって得られた収益の合法化、テロ資金供与および大量破壊兵器拡散への資金供与に対抗し、かつこれに関するトルクメニスタンの法の要求事項を履行するための対策を講じるものとする。

第VI章 暗号資産の分野における広告宣伝

第37条 暗号資産の分野における広告宣伝に対する要求事項

1. 暗号資産の分野において活動する者は、暗号資産および自らの活動の広告宣伝に対してトルクメニスタンの法が定める要求事項を遵守し、その履行を保障するものとする。
2. 募集（頒布）の対象となる暗号資産に関する広告宣伝（第三者を起用して行うものを含む）は、トルクメニスタン領内外のいずれにおいても、次に掲げる要求事項に適合しているものとする：
 - 1) 参加に伴うリスクに関する警告が含まれている；
 - 2) 暗号資産関連取引にあたっての潜在的リスクに関する情報が含まれている。ここには次のものが含まれる；
 - a) 暗号資産の価額のボラティリティによるものを含め、暗号資産への交換のために引き渡した

金銭その他の民事上の権利の客体の完全な喪失；

- b) 技術的不具合（過失）；
 - c) c) 横領など、適法でない行為の実行；
 - d) 暗号資産が国家による裏付けを有さないこと；
 - e) 暗号資産がトルクメニスタン領内における決済手段ではないこと；
- 3) オファーが記載されている広告宣伝には、締結が提案されている契約のすべての条件、ならびに当該オファーの受入れのための行為の詳細が盛り込まれているものとする；
- 4) 広告宣伝において過去にあった数値、シミュレーションされた数値、将来起こりうる数値を説明する場合には、広告宣伝に関するトルクメニスタンの法の要求事項を遵守したうえで、当該の広告の中で、利用者に対して、当該の数値の性格およびそこから導かれる結論が蓋然的なものである旨を解説する。

3. 広告宣伝に対する一般的要求事項は、広告宣伝に関するトルクメニスタンの法にしたがう。

第38条 暗号資産の分野における広告宣伝に対する制限

暗号資産の広告宣伝には、次に掲げる事項を含めないものとする；

- 1) 暗号資産の利用に関連した活動の効果（収益性）の約束または保証。ただし、監査法人が証明した、先立つ年度における活動の効果に関する資料を掲載することはこのかぎりではない；
- 2) 奢侈品、ボーナスおよび値引きに関する情報；
- 3) 安易な蓄財方法として暗号資産取引を行うことに関する情報；
- 4) 職業的または個人的な成功を達成するために暗号資産の利用に関連した活動を行うことの意義の力説；
- 5) 未成年者のイメージ画像；
- 6) 暗号資産の利用に関連した活動への不参加を非難する言説。

第VII章 暗号資産の分野における違反

第39条 暗号資産の分野における違反の種類

次の事項をもって暗号資産の分野における違反とする：

- 1. 暗号資産の分野においてライセンスまたは証明書なしで活動を行うこと；
- 2. ライセンスおよび許可書の要求事項ならびに暗号資産に関するトルクメニスタンの法が定める条件を遵守せずに活動を行うこと；
- 3. ステルスマイニングの実施；
- 4. 暗号資産の広告宣伝に対する要求事項の不遵守；
- 5. トルクメニスタンの法が定めるその他の違反。

第40条 暗号資産に関するトルクメニスタンの法への違反に対する責任

本法への違反に対しては、トルクメニスタンの法が定める責任が課される。

第VIII章 附則

第41条 暗号資産の分野における制限

1. トルクメニスタン閣僚会議は、暗号資産の無価値化または喪失の場合において責任を負わず、それらの価額の補償を行わない。
2. 国家は暗号資産サービスプロバイダーの義務について責任を負わない。
3. 暗号資産のマイニング、発行および新規募集を行う者、ならびに暗号資産サービスプロバイダーは、自らの名称またはシンボルにおいて、「国家の」、「トルクメニスタン」、「トルクメン」、「トルクメンの」、「国立の」という単語を、それらの完全な形または省略形で、あらゆる言語で、かつ大文字および小文字のいずれでも、およびそれらを組み合わせた場合を含むあらゆる組み合わせにおいても、使用することを禁じられる。
4. 暗号資産のマイニング、発行および新規募集を行う者、ならびに暗号資産サービスプロバイダーをのぞく法人および個人事業主は、自らの名称および広告宣伝キャンペーンにおいて「暗号資産」、「クリプトカレンシー」、「デジタル資産」という単語および（または）語結合を使用することを禁じられる。

第42条 紛争の解決

暗号資産の分野において生起する紛争は、トルクメニスタンの法が定める手順にしたがって解決される。

第43条 本法の施行

本法は2026年1月1日より施行される。

トルクメニスタン大統領
セルダル・ベルディムハメドフ

アシガバード市、2025年11月22日

*トルクメニスタン公用語からの翻訳